



福岡県医発第 1113 号 (地)
平成 21 年 9 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

医療機関に関わる税制問題について
－ 地方税（事業税等）・国税（租税特別措置）－

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

現在、医療機関については、地方税法上の非課税措置等や租税特別措置法（国税）による特例措置が講じられておりますが、医療機関に対する地方税（事業税等）と国税（租税特別措置）の特例措置等が見直された場合には、医療機関に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

本件は、医療機関に対する地方税の各種非課税措置等について、論点整理が行われるとともに、日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会が税制要望等を行う上での役割についての考え方を示したもので、都道府県医師会並びに郡市区医師会の具体的な取り組みとしては、地方自治体の「課税自主権」そのもの（地方税法ではなく地方自治体の独自の判断に基づく措置）として働きかける必要があるとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今般、別添のとおり「医療機関に関わる地方税法上の非課税措置等の存続に関する要望書」を県知事に提出いたしましたことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

日医発第443号（年税12）
平成21年8月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥 人

医療機関に関わる税制問題について

ー地方税(事業税等)・国税（租税特別措置）ー

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、緊迫する政治状況の中で、税制につきましては、とりわけ地方税と国税（租税特別措置）の医療機関に対する特例措置等が見直しの対象となった場合には、医療機関に大きな影響が及ぶことが懸念されます。

そこで、医療機関に対する地方税の各種非課税措置等について、下記の通り論点整理を行うとともに、日本医師会・都道府県医師会・郡市区医師会の税制要望等を行う上での役割についての考え方をとり纏めお示ししますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、医療機関に関わる主な租税特別措置の一覧を作成いたしましたので、ご参考いただければ幸いです(参考資料3をご参照ください)。

記

1. 地方税と「地方分権改革」の流れ

「地方分権改革」の流れを受けて、地方税についても、課税自主権の拡大、すなわち地方税の課税標準及び税率等について、できる限り地方自治体が決定すべきであるとの考え方が急速に強まっております。

わが国の地方税は、国が定める地方税法で全体の枠組みが決められ、各地方自治体はその枠組みの中で、その地方税の課税標準、税率等について条例で定めるという仕組みとなっています。しかしながら、地方自治体の課税自主権の観点から、地方税法に非課税措置等が講じられているケースについて、課税自主権を制限するものとして、非課税措置等の整理縮小の主張につながることもありえます。

全国知事会では、地方税法で定めている各種の非課税措置の整理縮小と新設等の抑制を求めており、とりわけ事業税の社会保険診療報酬に対する非課税措置の廃止を主張しています¹。また、全国市長会も、同様に地方税法上の、とり

¹ 全国知事会「平成22年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(総務省関係)」(平成21

わけ、固定資産税の非課税措置等の整理合理化を主張しています²。これらの点については、他の主要な地方団体だけでなく、総務省も足並みを揃えているところですので、その旨ご承知おきます（参考資料 1 をご参照ください）。

○参考資料 1 医療機関に関わる地方税法上の主な非課税措置等

2. 地方税の税制改正に対する日医、都道府県医師会・郡市区医師会の役割

地方自治は憲法で保障されておりますが、国の政策を阻害することのないよう、地方税法において一定の非課税措置等を講ずることも否定されるべきものではありません。

医療機関の公益性に応じた措置として、地方税法において一定の非課税措置等を講ずることは十分に合理性を有しており、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置等現行制度の存続については、引き続き日医の課題として取り組んでまいります。

一方、医療機関に対する各種減免措置等については、各地域の実情に応じて従来から地方自治体ごとに条例で定められてきております（参考資料 2 をご参照ください）。これらの措置の存続や創設等の要望について、日医としては、都道府県医師会あるいは郡市区医師会に対して情報提供等の支援を行ってまいります。地方自治体の「課税自主権」そのもの（地方税法ではなく地方自治体の独自の判断に基づく措置）として働きかけるべきものであることから、都道府県医師会あるいは郡市区医師会が取り組んでいただく必要があります。また、そのような活動は、上記の地方税法上の措置について、地方自治体や地域住民の理解を得ることにもつながります。

なお、医師会立開放型病院等の固定資産税等減免措置については、その根拠となる旧自治省通知（昭和 39 年）は旧民法 34 条法人を対象としたものとなっておりますが、平成 20 年 12 月の新公益法人制度施行後も当該通知は取り消されておらず、一般社団法人等へ移行した場合においても開放型病院等の公益性は何ら変わるものではないことから、引き続き存続されるべきものであると考えております。

○参考資料 2 医療機関に関わる地方自治体が独自に定める主な減免措置

年 7 月 14 日)

² 全国市長会「平成 21 年度年税制に関する意見」（平成 20 年 8 月）

参考資料1 医療機関に関わる地方税法上の主な非課税措置等

内容	条文	対象業種	日医要望(特に記載のない限り22年度要望内容)
社会保険診療報酬等に対する事業税非課税措置	第72条の2、第72条の23、 第72条49の8	医療機関限定	存続要望
医療法人に対する事業税軽減措置	第72条の24の7	医療機関限定	存続要望
社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所に係る 固定資産税等非課税措置	第73条の4第1項第8号の2、 第348条第2項第11号の5	医療機関限定	21年度税制要望→実現
周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置	附則第11条第29項	医療機関限定	適用期限延長要望
社会医療法人・医師会等が設置する看護学校等に対する固定資産税等非課税措置	第73条の4第1項第3号の2、 第348条第2項第9号の2		21年度税制要望→実現
一般社団・財団法人立の福祉病院に対する固定資産税等非課税措置	第73条の4第1項第4号の7、 第348条第2項第10号の6、 施行令第36条の10、 第49条の15	医療機関限定	経過措置を恒久措置へ要望

(参考)

- ・ 民主党「民主党政政策集 INDEX2009」(2009年7月)より
地方税については、地方6団体、総務大臣、新たな政府税制調査会が対等の立場で協議を行います。
- ・ 民主党「民主党税制改革アクションプログラム」(2008年12月24日)より
地方税については、地方6団体、総務大臣、および新たな政府税制調査会が対等の立場で協議を行う。
将来的には、地方6団体を核とし、地方自治体の主体的判断に委ねる仕組みとする。
- ・ 全国知事会「平成22年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(総務省関係)」(平成21年7月14日)より
 - ・ 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し
(所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃)を行うこと。
 - ・ 地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。
また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。

参考資料 2

医療機関に関わる地方自治体が独自に定める主な減免措置

① 保険医療機関に対する固定資産税減免措置等

保険医療機関の公益性などを考慮し、地方自治体の独自の判断に基づき定めたもので、減免の対象や減免割合等はまちまちである。

なお、保険医療機関に対する減免措置については、政令指定都市では、現在 17 都市のうち 5 都市で講じられている。

例えば、ある市では、保険医療機関に対する固定資産税減免措置は平成 21 年 3 月で廃止となったが、現時点で、休日急病診療所に対する固定資産税減免措置、介護老人保健施設に対する固定資産税減免措置がある。

② 医師会立開放型病院等の固定資産税・都市計画税・不動産取得税減免措置

旧自治省の通知（昭和 39 年）により、地方自治体に対して、医師会立開放型病院等の公益性などを考慮し、地方自治体の独自の判断に基づき減免措置を講じるよう指導されてきた。

しかし、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、国の通知は従来の「指導」から「助言」という位置づけに変わり、従前の通知は拘束力を失うこととなった¹。

¹ 河野栄、「平成 13 年度の地方財政運営について」、『地方財政』、2001. 6、P. 20

平成 13 年 4 月 20 日事務次官通知（総財財第 36 号各都道府県知事あて総務事務次官通知）において、「平成 12 年 4 月 1 日に地方分権一括法が施行されて、機関委任事務が廃止されたところであり、機関委任事務制度に係る指揮監督権に基づき地方団体に対し発出されていた当省関係の通達等は、その拘束力を失っているものであることに留意する」とこととされている。

参考資料3 医療機関に関わる主な租税特別措置

内容	条文	対象業種	日医要望(特に記載のない限り22年度要望内容)
社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)	第26条、第67条	医療機関限定	存続要望
医療用機器特別償却制度	第12条の2、 第45条の2第1項	医療機関限定	21年度に延長要望→実現、22年度に拡充要望
療養病床の特定施設への転換時における改修に係る特別償却制度	第45条の2第2項	医療機関限定	21年度に延長要望→実現
医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等に係る特別償却制度	第12条の3、 第45条の2第3項	医療機関限定	21年度に延長要望→実現
特定医療法人の法人税率の特例	第67条の2	医療機関限定	現行の軽減税率(22%)を非課税に
中小企業投資促進税制	第10条の3、第42条の6		延長及び拡充要望
情報基盤強化税制	第10条の6、第42条の11		延長及び拡充要望
エネルギー需給構造改革投資促進税制	第10条の2、第42条の5		21年度に延長要望→実現
事業所内託児施設の割増償却制度	第46条の4		21年度に延長要望→実現
人材投資促進税制	第10条の7、 第42条の7第5項		21年度に延長及び拡充を要望→延長のみ実現 特定事業用地等である小規模宅地等の特例対象面積を 現行の400㎡から500㎡に拡大するとともに、その評価割合 を20%から10%に引き下げること 社会医療法人も特定医療法人と同様に対象とすること
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	第69条の4		社会医療法人及び特定医療法人も社会福祉法人と同様に 対象とすること
寄付税制(現物資産を寄付した場合の寄付者に対する措置)	第40条		社会医療法人及び特定医療法人も社会福祉法人と同様に 対象とすること
寄附税制(相続財産を寄付した場合の寄付者に対する措置)	第70条		社会医療法人及び特定医療法人も社会福祉法人と同様に 対象とすること
非上場株式等についての贈与税の納税猶予	第70条の7		経過措置型医療法人も対象とすること
非上場株式等についての相続税の納税猶予	第70条の7の2		経過措置型医療法人も対象とすること

(参考)

- ・「民主党政権集 INDEX2009」(2009年7月)より

租税特別措置透明化法の制定

租税特別措置について、減税措置の適用状況、政策評価等を明らかにした上で、恒久化あるいは廃止の方向性を明確にする「租税特別措置透明化法」を制定します。

特定の企業や団体が本来払うはずの税金を減免される点で、租税特別措置(租特)は実質的な補助金であると言えます。しかし、民主党の調査の結果、税務当局も要求官庁も各租特の必要性や効果を十分に検証しておらず、国民への説明責任を全く果たしていない実態が浮かび上がってきました。

租特の透明化を進める中で、租特を含めた実質的な負担水準を明らかにし、それにより課税ベースが拡大した場合には、法人税率の水準を見直していきます。

医療機関に関わる地方税法上の非課税措置等の存続に関する要望書

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実が、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力にもかかわらず、医療経営は年々厳しさが増しております。

国民が文化的で健康な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面についての環境づくりなどが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医療経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

地方分権改革の流れを受けて、地方税についても、課税自主権の拡大、すなわち地方税の課税標準及び税率等について、できる限り地方自治体が決定すべきであるとの考え方が急速に強まっている中、全国知事会では、地方税法で定めている各種の非課税措置の整理縮小と新設等の抑制を求めています。しかしながら、地方税法において一定の非課税措置等を講ずることも否定されるべきものではなく、医療機関の公益性に応じた措置として、地方税法において一定の非課税措置等を講ずることは十分に合理性を有しており、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置等現行制度は存続されるべきものであると考えております。

以上のことから、現在の医療経営の健全化のため、次の要望をいたします。

《要望事項》

一、社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課することは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。従って、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医療水準を維持するための最低限の措置として、引き続き非課税措置を存続させること

二、医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。従って、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然であり、引き続きこの課税措置を存続させること

平成二十一年八月吉日

福岡県医師会 会長 横倉義武

福岡県知事

麻生 渡殿